

児童発達支援センターの設置について

第 1 児童発達支援センター設置の目的

1 児童発達支援センター設置の背景

児童福祉法は、昭和 22 年の成立以降、児童を取り巻く環境の変化に対応して法改正が重ねられてきました。

平成 24 年の改正では、児童発達支援センターが創設されるとともに、障害児支援の強化を目的として障害種別に応じて設けられていた通所サービスは「障害児通所支援」、入所サービスは「障害児入所支援」へとそれぞれ一元化され、実施主体が見直されました。改正後は「障害児通所支援」を市町村が、「障害児入所支援」を都道府県が担うものとされ、この改正をきっかけに障害児や発達において配慮が必要な児童は、家族主体で支えるのではなく、社会全体で支えるように変遷しています。

今日では障害児や要配慮児童が身近な地域で、障害や発達の特性に応じ、適切かつ専門的な支援を受けられるよう、その支援体制の整備が法令上求められています。

2 児童発達支援センター設置の根拠

(1) 障害児支援に関する国の計画

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）」において、障害児支援の体制について、次のとおり示されています。

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 福生市の計画上の位置付け

障害福祉課では、令和 3 年 3 月に策定した第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画において、国の基本指針に基づき障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標として児童発達支援センターの確保について、次のとおり位置付けています。

福生市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和5年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上確保する。

第2 現状と課題

1 本市の障害児及び発達において配慮が必要な児童への支援の現状

(1) 母子保健事業としての乳幼児健康診査等による支援（健康課）

健康課では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う中で、1歳6か月児・3歳児を対象に、乳幼児健康診査を実施しています。受診後、発達に関する所見があった乳幼児を対象に、心理相談等につなげ、保護者の理解を得たうえで、必要に応じて小児神経の専門医が対応する発達健診につなげています。

発達面の課題に限らず、子育てに困難を抱える、継続的に支援が必要な児童や保護者に対しては、保健師、臨床心理士、保育士等が児童の発達及び親子関係の構築や子育ての困難さの軽減のフォローアップを目的として、小集団でのグループ指導（ぱんだグループ）を実施しています。また、親子遊びを取り入れた小集団の中で、集団活動を経験し、児童の発達を促すとともに、保護者支援として児童各々の特徴にあった対応を学ぶ機会の提供や、育児に不安を抱える保護者への支援も重点的に行っています。

子育て世代包括支援センター係においては、市内幼稚園保育園を心理相談員が定期的に巡回し、発達に課題がある乳幼児の相談に応じています。巡回相談を中心に、個別相談で継続的に対象児とその保護者を支援し、一人一人の発達課題について理解を深め、必要に応じて、医療機関や教育支援課等関係機関と連携し、より安心して子育てができる環境づくりを行っています。

(2) 乳幼児期の支援（子ども育成課、保育園、幼稚園）

子ども育成課では、保護者の就労や病気等により保育を必要とする心身に障害や発達の遅れ等がある児童を対象に、保育士の加配による保育を実施しています。

(3) 学齢期の支援（教育支援課、小・中学校、子ども育成課、生涯学習推進課）

教育支援課では、入学に際し、特別な支援を必要とする児童について、一人ひとりの個性や特徴に応じ、どのような特別な支援が適しているのかを、保護者・児童本人・学校関係者や通園中の保育園・幼稚園とも連携しながら相談を受け、市内小・中学校特別支援学級（固定学級）、都立特

別支援学校、あるいは特別支援教室等への就学・転学等の相談を行っています。

また、専門医、臨床心理士等が小・中学校を巡回し、児童のアセスメントや校内支援体制についての指導・助言を行い、学校の支援体制の強化を図っています。

特別支援学級では、通常の学級における学習に課題のある児童のために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めていくための指導を行っています。

子ども育成課では、保護者が就労などで、日中留守になる家庭の小学生を対象に遊びや生活の場である学童クラブ通して健全な育成を図っています。

生涯学習推進課では、ふっさ子の広場を通じて社会性や自主性を育む取り組みをしています。

(4) 子育ての支援（子ども家庭支援センター）

市内在住、在学の児童（18歳未満）及び保護者を対象に、子どもと家庭の総合相談、児童虐待の未然防止及びその対応など子育て家庭等に係る相談を受け付けて支援を行っています。

(5) 障害児福祉サービス利用の支援（障害福祉課）

障害児や要配慮児童に対し、医師の診断書や心理士の意見書に基づき、障害福祉サービス受給者証を発行しています。ケースワーカーが計画相談事業所と調整の上、障害者総合支援法に基づく児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の障害福祉サービスの利用につなげています。

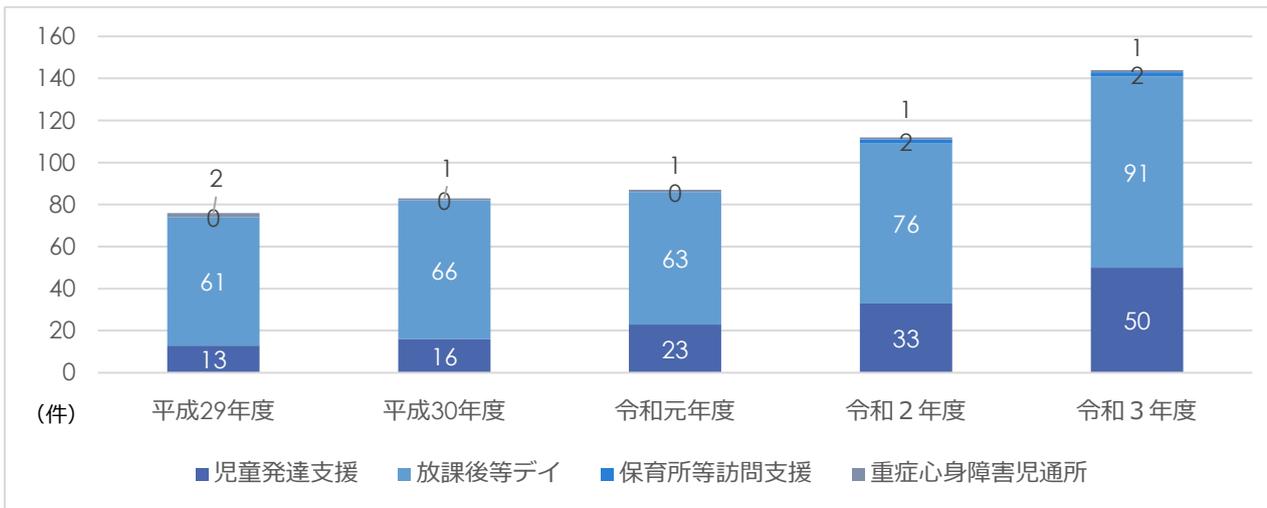
2 児童発達支援の現状

(1) 障害児数の推移

本市における障害児通所支援サービスの利用による受給者証の発行数は、平成29年度と比較すると令和3年度では約2倍に増加しています。そのうち、児童発達支援事業を利用する障害児の数は約4.5倍に増加しています。

文部科学省では令和4年に実施した「通常の学級に在籍する児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の割合は、小学校では10.4%、中学校では5.6%と推定されており、同省が平成24年に実施した調査結果と比較して、小学校は2.7ポイントの増加、中学校では1.6ポイント増加しています。

ア 福生市障害児受給者証発行件数 (平成 29 年度から令和 3 年度)



(単位：件)

年度	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	重症心身障害児通所	総計
平成 29 年度	13	61	0	2	76
平成 30 年度	16	66	0	1	83
令和元年度	23	63	0	1	87
令和 2 年度	33	76	2	1	112
令和 3 年度	50	91	2	1	144
令和 4 年 7 月時点	53	96	2	1	152

イ 知的発達に遅れはないものの、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合

※厚生労働省 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査より抜粋

- ・ 調査対象 全国の公立の小・中学校
- ・ 調査期間 令和 4 年 1 月～ 2 月実施
- ・ 質問項目 小中学校の通常学級に在籍する児童生徒を対象に学習面、行動面を学級担任が調査

	令和 4 年調査	平成 24 年調査	増減
小学校	10.4%	7.7%	2.7 ポイント
第 1 学年	12.0%	9.8%	2.2 ポイント
第 2 学年	12.4%	8.2%	4.2 ポイント
第 3 学年	11.0%	7.5%	3.5 ポイント

第4学年	9.8%	7.8%	2.0ポイント
第5学年	8.6%	6.7%	1.9ポイント
第6学年	8.9%	6.3%	2.6ポイント
中学校	5.6%	4.0%	1.6ポイント
第1学年	6.2%	4.8%	1.4ポイント
第2学年	6.3%	4.1%	2.2ポイント
第3学年	4.2%	3.2%	1.0ポイント

(2) 保育園等の状況

子ども育成課では、令和4年1月5日の保育施設対象説明会において、障害児保育に関する意見があったことを受けて、保育所等に対して「障害児等に対する調査」を実施しました。その結果、加配の対象の児童と医師や子育て世代包括支援センターからグレーゾーンと判断された児童は、併せて219人の児童がいることがわかりました。

これは市内16の園全体の保育所等に通う子どもの数1,400名から考えると、7人に1人が該当することになり、保育所の運営にも非常に大きな影響を与える結果となっています。

○市内保育園における障害児の受け入れ人数について

※「子ども育成課 障害児等に関する調査（令和4年1月）」より抜粋

（令和4年1月1日現在・市内保育所等16園合計）

（ア）保育士加配の給付対象（※）となっている児童

※すでに診断等があり、保育士が採用できれば加配申請が可能な児童を含む

- 0歳児クラス… 0人
- 1歳児クラス… 2人
- 2歳児クラス… 2人
- 3歳児クラス… 15人
- 4歳児クラス… 19人
- 5歳児クラス… 20人
- 合 計… 58人

(イ) いわゆる「グレーゾーン」の児童数

【グレーゾーンの定義（この調査において）】

ここでは、次のうちひとつでも当てはまる場合を言います。

- ①加配対象ではないが、事実上の加配になっている状態
- ②医師や子育て世代包括支援センター等が「グレーゾーン」であると判断している
- ③園長が、明らかに加配が必要な児童であると判断している

- 0歳児クラス… 3人
- 1歳児クラス… 13人
- 2歳児クラス… 36人
- 3歳児クラス… 31人
- 4歳児クラス… 36人
- 5歳児クラス… 42人
- 合 計… 161人

(3) 児童発達支援事業の利用状況について

令和5年1月時点のサービス実績では、福生市で受給者証の発行を受ける児童は71人で、市内2カ所、市外19カ所の児童発達支援事業所を利用しています。市内には児童発達支援事業所は2カ所のみで、サービス提供の受け皿として市外のサービス事業所を選択する利用者が多いことを表しています。

また利用実績から市内事業所の月平均利用日数が11日であるのに対し、市外事業所の利用日数は月平均6日となっており、通所のしやすさが利用日数に影響しているものと推察されます。

○児童発達支援利用実績（令和5年1月時点）

通所先	利用事業所数	利用者数(名)
福生市	2	11
昭島市	3	28
あきる野市	1	1
羽村市	3	17
瑞穂町	1	9
立川市	3	6
国立市	1	1
八王子市	5	6
中野区	1	1
札幌市	1	1
合計	21	延べ81名

(実人数71名)

○福生市内の利用実績（2事業所）（令和5年1月時点）

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	平均		1人当たりの 月平均利用日数
延べ人数	7	5	4	4	4	4	7	8	9	6	(人)	
延べ日数	84	59	55	61	56	61	68	70	87	67	(日)	11日

○市外の利用実績（19事業所）（令和5年1月時点）

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	平均		1人当たりの 月平均利用日数
延べ人数	36	32	37	37	42	43	41	41	43	39	(人)	
延べ日数	202	185	165	206	226	242	239	237	245	216	(日)	6日

（4）児童発達支援に係るニーズの増加

発達に関する関心や意識の高まりとともに、要配慮児童は増加し、不安を抱える家族が増え、支援の必要性は高まっています。このような状況を踏まえ、要配慮児童や保護者が、発達の専門家に相談と、適切な療育や支援を受けられる体制を整えることが求められています。

また、保育園等では、グレーゾーンと認められる園児も含め、配慮が必要な園児の増加により、保育に支障が出ており、保育園等への支援も求められています。

3 児童発達支援の課題

（1）第2期福生市障害児福祉計画

ア 障害の早期発見と障害児の早期療育

令和3年3月に策定された第2期障害児福生市計画において、平成29年5月に策定した前期計画と比較し、障害のある就学前の児童数は増加しており、児童発達支援や障害児相談支援などのサービス提供は、計画値を上回っている状況です。

障害や疾病の早期発見・早期療育などのために、障害特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが必要です。

イ 切れ目の無い障害児サービスの充実

障害児については、就学前と就学後で生活や環境が変化するため、各関係機関との連携により、就学前の障害の状態と療育支援について引き継ぎ、切れ目のない支援につなげていくことが求められています。

発育・発達に合わせた一人ひとりの障害児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

さらに、就労への移行等、ライフステージを通じた包括的な切れ目の無い支援に向けて、関係機関との連携の仕組みを充実させていくことが必要です。

(2) 児童発達支援の充実

児童発達支援について検討するにあたり、先行して実施している自治体の視察や社会福祉法人とのヒアリング、庁内の福祉、保健、子育て、教育の各部署との協議を重ねた結果、障害児療育に係る様々な課題が浮き彫りになりました。

- ・発達障害全体の取組に精通した専門部署の必要性
- ・支援ニーズの高まりに対する支援サービスの供給量の不足
- ・児童発達支援に関する相談窓口が複数の課に分散していることによる不便性
- ・市内に児童発達に係る中核的な支援施設がなく、行政や民間で様々な機関が対応していることによる連携の困難性
- ・発達に課題のある児童の保護者に対する支援不足
- ・発達に課題のある児童の増加による保育現場の混乱
- ・教育と福祉が一体となった支援の不足
- ・関係各課が一体的に対応するための情報ツールの不足

第3 他市の状況

1 26市の設置状況

児童発達支援センターの他市の設置状況と運営形態は次のとおり。

設置運営形態	件数	自治体名
公設・公営	7市	三鷹市、調布市、町田市、日野市、東久留米市、西東京市、狛江市
公設・民営	3市	武蔵野市、小金井市、小平市
民設・民営	9市	八王子市、昭島市、町田市（再掲）、東村山市、国立市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市
今後具体的に設置予定がある市	4市	立川市、府中市、国分寺市、東大和市
その他	3市	青梅市、稲城市、羽村市

※公設・公営及び公設・民営は、元々児童発達支援を直営等で行っていたものを児童発達支援センターにしているもの。

2 近隣市の状況

近隣市の設置状況は次のとおりです。

自治体名	担当部署	施設名	運営形態	事業内容
昭島市	子ども家庭部子ども育成課	子ども発達プラザホエール	民設・民営/ 社会福祉法人 あすはの会	障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後デイ
あきる野市	健康福祉部障害者支援課	西多摩療育支援センター	民設・民営/ 社会福祉法人 鶴風会	障害児相談支援、児童発達支援